

釧路市介護人材確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、釧路市介護人材確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、介護サービス事業者が人材紹介業者から介護職員の紹介を受けた際に支払う経費または外国人介護人材の雇用の際に生じる経費の一部を支援することにより、市内の介護サービス事業所における介護人材の安定的な確保を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) この要綱において「介護サービス事業」とは、次に掲げる事業をいう。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与および特定福祉用具販売を除く。）を行う事業

イ 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業

ウ 法第8条第24項に規定する居宅介護支援を行う事業

エ 法第8条第25項に規定する介護保険施設

オ 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与および特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業

カ 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業

(2) この要綱において「介護サービス事業者」とは、前号に掲げる事業を行う介護サービス事業所を市内に有する法人をいう。

(3) この要綱において「介護職員」とは、介護サービス事業者が直接雇用し、市内の介護サービス事業所において介護業務に勤務している者をいう。

(4) この要綱において「人材紹介業者」とは、厚生労働省から有料職業紹介事業の許可を得た事業者のことをいう。

(5) この要綱において「外国人介護人材」とは、EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者、技能実習制度を活用した外国人（技能実習生）及び在留資格「特定技能1号」を持つ外国人のことをいう。

(6) この要綱において「手数料等」とは、介護サービス事業者が人材紹介業者から介護職員の紹介を受け、直接雇用した際に支払った手数料（上限制手数料及び届出制手数料（いわゆる成功報酬）をいい、受付手数料（求人申込み時に支払う手数料）を除く。）、

及び外国人介護人材の雇用の際の経費のうち、市内の介護サービス事業所で就労するまでに生じる経費をいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金の対象者は、介護サービス事業者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる費用は、介護サービス事業者が負担した第3条第6号に規定する手数料等とする。

2 人材紹介業者から紹介を受けた介護職員または外国人介護人材（以下、「介護職員等」という。）が、介護サービス事業者に直接雇用され、市内の介護サービス事業所で継続して4か月以上介護業務に勤務した場合に、当該雇用の際に生じた手数料等を補助対象経費とする。ただし、当該介護職員が過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受け、または令和3年度までに釧路市が実施した介護人材確保育成支援事業業務委託による訓練対象者（中途離職除く）であった場合は、補助対象外とする。

3 市内の介護サービス事業所での勤務を開始した日から4か月を経過した日から1年を経過した介護職員等に係る手数料等については、補助対象外とする。

4 直接雇用した介護職員等が4か月以上勤務した後に離職した場合において、手数料等の返金がある場合は、当初支払った手数料等から当該返金額を控除した額を補助対象とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（50万円を上限とする。）を予算の範囲内で交付するものとする。なお、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 介護サービス事業者と人材紹介業者または外国人介護人材を雇用する際に関与した受入れ調整機関等と交わした契約書等の写し
- (2) 手数料等の支払い対象である介護職員等が紹介されたことを確認できる書類
- (3) 手数料等の額の内訳がわかる書類（手数料積算書等）
- (4) 手数料等を負担したことを証する書類（領収書等）
- (5) 雇用証明書（第2号様式、1か月以内に発行されたもの。）
- (6) 勤務表（様式任意、4か月以上の勤務が確認できること。）
- (7) 補助対象となる介護職員等への給与支給明細等の写し（直近の月のもの）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 同一年度内に補助対象の基礎となる介護職員等が複数いる場合は、当該介護職員等のうち2人分のみ補助金の交付申請ができるものとする。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付決定兼確定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項に規定により決定された補助金の交付を受けようとする場合は、補助金の請求をするものとし、市長は当該請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(決定等の取消しまたは補助金の返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の不決定とし、またはすでに決定したときは決定を取り消し、すでに交付した補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請、報告その他不正な行為があったとき。

(2) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

2 補助対象者は、補助金交付対象となった介護職員が長期にわたり勤務することができるよう、資格取得支援や職場環境の改善、処遇改善等に努めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。